【論　文】

近江の荘園と村・惣

水野　章二

はじめに

荘園と村落が異なったものであることは、早く清水三男が強調したところである。[1] しかしかつての研究では、荘園支配の骨格を明らかにするために、その根幹となる在地領主や庄官・名主などが注目され、荘園と村落が階層論として直結して扱われた。荘園村落という用語がよく使用されたように、結果として、荘園と村落の違いが強く意識されることはなかった。現地調査を実施し、考古学や歴史地理学・民俗学などの方法を導入した復原的研究も、その点については、曖昧な部分を残していた。

近年大山喬平は、古代以来、分裂と変容を経ながら長く存続した村の重要性を強調して、郷や村は人々の生活のユニットとして成立し、中世社会の骨格は国―郡―郷―村の系列で形づくられているのに対し、荘―名の系列は所有の単位として、社会をさまざまに切り取ることによって形づくられたとした。[2] 当初、大山が荘園を政治のユニットと表現したこともあり、[3] 二つの系列・ユニットの識別については批判も多い。[4] 立券などの手続きが必要な国家的制度である荘園と、制度化されず、多様な現れ方をする村との違いは明らかであるが、村の共同性の問題を含めて、議論が不足しているといわねばならない。なお中世荘園と村の包摂関係については、これまでも①散在耕地の集合体であり、村と直接関係のないもの、②単一の村と対応し、村の名称が現れず、荘の呼称一本で現れるもの、③広大な一円荘域を持ち、内部に複数の村が現れるもの、という三タイプに分類されてきた。[5]

中世村落に関しては、最近再び、惣村に関心が集まっている。現在の惣村研究の基礎を作ったのは石田善人である。石田は、名主層によって構成される鎌倉時代の惣荘が、一般の百姓も加わった自治的色彩が顕著な室町時代の惣村に発展するととらえ、惣有地・村落法の制定・自検断などを惣村の表象としたが、[6] その後の研究によって、全面的な見直しが進められた。現状では、特定の村落構造を惣村という語で一義的に示すことはできず、何をもって惣村とするのか再定義が必要となっている。[7] また中世前期の村落研究が荘園領主の残した文書によって行われたのに対し、惣村研究が村落に伝えられた文書を中心としていたことから、村落研究は早い時期から前期と後期とで分裂した状況が起きていた。九〇年代後半からは、戦国時代・一五世紀を日本歴史を二分する大転換期と位置づけ、惣村を自律的・自治的性格の強い近世・近代の村町制の起点とする評価が提起された。[8] このような視点からの惣村研究と、村の長期的存続を強調する研究とには、きわめて大きな亀裂が生じており、中世村落として統一的に把握することは不可能にもみえる。

本稿では、このような研究状況をふまえて、荘園と村・惣の関係を近江を対象に検討していきたい。近江は都の至近に位置し、農・林・漁業、交通・流通などの社会的分業が高度に発達し、また最大の寺社勢力比叡山延暦寺膝下の天台王国でもあった。中世では、寺社が文化・学術だけ

ではなく、政治や経済の面においても絶大な力を有していたが、寺院には一味和合を精神とする僧伽の集団生活に由来し、構成員全体の衆議を本質とする大衆の自治が根付いていた[9]。石田は、惣を名乗る組織の起源は寺院にあり、惣村の源流を、一三世紀末には畿内周辺に普遍的に現われる村人の宗教的な結衆に求めていた[10]。朝尾直弘も、「惣はそれを構成する人々の全員の集会によって物事を決定するところからその名を生じた」として、村堂の仏や神の前の座での衆儀を重視し、みずからの生活基盤を共同で維持することの重要性を指摘している[11]。村落文書の宝庫である近江は、村と惣の関係を考える最適なフィールドである。

一　麻生荘下七板

近江湖東、日野川中流域の水田地帯に位置する麻生荘（現東近江市）は、摂関家に次ぐ家格である清華家の花山院家領荘園で、荘内下麻生の鎮守山部神社には、一三～一五世紀を中心とした六〇通余の中世文書が伝えられている。下麻生の村堂赤人寺は小松宮（現山部神社）と一体となって、現在に至るまで村人たちの信仰の中心となってきた。観音を本尊とする赤人寺は、永暦元年（一一六〇）八月合林田地寄進状[12]（「蒲」古代九一）に、「あかうてらかんおん（赤人寺）（観音）」とあるように、一二世紀後半には姿を現す。畿内近国では、一二世紀後半を大きな画期として、村落寺院が激増するのである[13]。

遺跡からは、湖東地域では一二世紀初に開発の画期が訪れて、集落遺跡数が急増しており、条里地割も一二世紀以降に広く施工されていく[14]。全国的にも、一二世紀前後は集落遺跡数が増加する時期である。一三世紀以降には集村化が始まり、一四世紀を過ぎると、現在よくみるような屋敷地が集中した集村へと変化し、集落遺構は現集落と重なっていく。そのため、遺跡の数は減少して、一五・一六世紀にはあまり検出されなくなる。集村化の画期は畿内では、一三世紀後半から一四世紀頃、東国や九州ではおよそ一四世紀後半から一五世紀頃にあるが、集村化による村落空間の再編が進行していく過程で共同体規制が強められ、のちの時代につながる村落景観が形造られるのである。

一般的には、条件に恵まれた地点から開発が進められ、屋敷が成立するが、耕地の面的拡大には地形や支配関係などの制約があり、開発が一定レベルで飽和状況に達すると、土地の起伏や形状などによって開発が遅れていた地域を含めて、領域全体で質的な再編成が行われる。集村化は、それまで屋敷であった場所を削平・耕地化し、用水系統を付け替えるなど、耕地全体の安定度と集約度を高めていく動きと連動し、生活や生産に関わる共同体規制を強化しながら、村落全体を再編する運動である。地形や開発密度、あるいは人口圧・交通条件などによって、時期やプロセスに差が生じるが、後述する葛川のような山間部などでは、谷地形に規制されて、小集落が分布する形態が長く維持される。

嘉暦四年（一三二八）九月一三日の円阿弥畠地寄進状（「蒲」中世二二）には、「字名下七、いた乃御当（堂）ヨリハ西也、九内屋敷ヨリハまえ」とある。現在赤人寺・山部神社を含む下麻生集落の小字名は七板であり、下七板の御堂とは赤人堂のことに間違いないが、同寺の周辺には屋敷が立地していた。集落遺跡からも、一四世紀には、現在に近い集落形態が形成されつつあったことが確認できる。『祇園執行日記』正平七年（一三五二）一二月一六日条には、半済をめぐる紛争のなかで、麻生荘

五カ村内の一村の百姓が逃散したとあるが、この五カ村は、荘域を構成した下麻生・上麻生・岡本・田井・大森の五近世村にあたる村々と判断される。集村化を経たこの時期には、近世につながる村が姿を現しているのである。文安四年（一四四七）一二月一一日の若女畠地売券（「蒲」中世一一二）は、下七板東の法進士屋敷にあった三〇歩の畠地に関するもので、薮と堀がともなっていた。この堀は集落全体を画するものと考えられ、水利灌漑とともに、集落防衛のためと思われる。下七板（下麻生）の集落は、この段階では飛躍的に戦闘力を高めた環濠集落となっていた可能性が高い。

麻生荘域を含む旧蒲生町は、鈴鹿山地の石材供給地に近く、石造物が多く残る。表1は造立年代の確定できる在銘石塔類を示したもので、一三世紀末頃から一四世紀にかけて、各村々の鎮守・村堂に石塔類が造立されたことが明らかである。同時期の無銘のものも多く遺されており、旧蒲生町二九地区（大字）のかなりの地域で、造塔が確認できる。石造物は石材の運搬・加工という制約はあるが、火災や自然災害の被害を受けやすい木造建築に比べるならば、より正確にその成立時期を伝えている。集村化のような村落再編の動きと石塔類の造立とは、当然深く関わっていた。前述したように石田善人は、惣村の源流を、一三世紀末頃に畿内近国に広がる一結衆などの宗教的結衆に求めたが、村落寺院は、観音講・地蔵講などの講衆・結衆によって維持されたものが多い[15]。近江における一結衆の関与を示す石塔類を整理したのが、表2[16]である。このような銘文がなくても、一結衆による造立と推測される場合もあり、この時期の集中的な造塔が確かめられる[17]。

下七板（下麻生）の村に伝えられた山部神社文書には、領主側と交わされた文書も含まれており、預所―下司―公文という荘園支配の体系や公文名・下司名、百姓名の編成が確認できる（「蒲」中世―六・八九・九〇・九一など）。荘園支配の末端に位置づけられるのが百姓で、その上層部が名主・沙汰人であった。山部神社文書の多くは、村人の安穏などを祈願した赤人寺・小松宮への寄進状や売券であるが、そこに名主・沙汰人などの身分が記されることはない。嘉暦四年（一三二九）九月一三日円阿弥陀仏畠地寄進状（「蒲」中世二一）では、「現世安穏・後世往生極楽」のために赤人寺へ寄進した畠地に対し、もし違乱があった場合は、「彼寺村人いちミ（一味）の沙汰」（「蒲」中世二一）が求められている。

【表1】旧蒲生町域在銘石塔類

年代	西暦	種類	所在寺社名	地区名
永仁３年	1295	層塔	涌泉寺	鋳物師
正安４年	1302	宝塔	石塔寺	石塔
嘉元２年	1304	五輪塔	石塔寺	石塔
応長元年	1311	宝篋印塔	源通寺	綺田
正和４年	1315	石灯篭	高木神社	岡本
文保２年	1318	宝篋印塔	立善寺	合戸
文保２年	1318	宝塔	吉善寺	鈴
文保２年	1318	層塔	赤人寺	下麻生
文保□年		石灯篭	法森寺	平林
嘉暦元年	1326	石灯篭	涌泉寺	鋳物師
嘉暦３年	1328	宝篋印塔	梵釈寺	岡本
元徳元年	1329	層塔	旭野神社	上麻生
元弘２年	1331	宝篋印塔	安楽寺	葛巻
建武４年	1337	宝篋印塔	石塔寺	石塔
康永２年	1343	五輪塔	石塔寺	石塔
康永３年	1344	石灯篭	竹田神社	鋳物師
康永４年	1345	宝篋印塔	正養寺	外原
貞和５年	1349	五輪塔	石塔寺	石塔
延文３年	1358	宝篋印塔	願王寺	大森
永正16年	1519	五輪塔	石塔寺	石塔

【表２】滋賀県内の一結衆による在銘石塔類

年代	西暦	種類	所在寺社名	自治体名	銘文
正安元年	1299	宝篋印塔	八幡神社	日野町	村人敬白
徳治２年	1307	宝塔	延光院	近江八幡市	奥島一結衆
延慶元年	1308	宝篋印塔	信楽院	日野町	一結衆敬白
延慶４年	1311	五輪塔	永照院	湖南市	講衆敬白
正和元年	1312	宝篋印塔	広照庵	日野町	大谷□　山本
正和元年	1312	宝篋印塔	明王院	大津市	四村念仏講衆等敬白常住頼玄
正和４年	1315	宝塔	正法寺	日野町	願主一結敬白
正和５年	1316	宝篋印塔	勢田寺	甲賀市	一結衆造立之
正和５年	1316	宝塔	八幡神社	竜王町	一結衆造立之
文保２年	1318	宝塔	吉善寺	東近江市	大願主一結衆
正中３年	1326	層塔	妙楽廃寺	竜王町	薬師一結衆
嘉暦３年	1328	宝塔	明王院	大津市	頼玄念仏講惣衆等敬白
嘉暦４年	1329	宝篋印塔	盛願寺	日野町	一結衆等敬白
元弘２年	1332	宝篋印塔	安楽寺	東近江市	四人衆敬白
鎌倉後期		宝篋印塔	常楽寺	湖南市	[　　]四季念仏衆等
南北朝期		宝篋印塔	石塔 共同墓地	東近江市	□血(結)講願主地蔵講当寺教観房清円建立
暦応２年	1339	石灯籠	石部神社	竜王町	七里一結衆
康永４年	1345	五輪塔	常永寺	湖南市	一結衆敬白
貞和４年	1348	宝塔	勝華寺	大津市	願主廿五人
貞和４年	1348	石灯籠	石原神社	日野町	□□□□　願主□□　念仏講衆□敬白
貞和５年	1349	五輪塔	石塔寺	東近江市	大森之廿五三昧一結之衆
応永30年	1423	五輪塔	西蓮寺	大津市	逆修惣塔
永正17年	1520	板碑	長等公園	大津市	逆修念仏講結衆廿三人
享禄４年	1531	板碑	西方寺	大津市	四十八念仏結衆

文和元年（一三五二）一〇月一八日ひめくま女屋敷畠寄進状（「蒲」中世四七）でも、「若所当未進時、村人の御はからひとして、可取進者也」（「蒲」中世四七）とあり、応永三一年（一四二四）一〇月七日正勘畠地寄進状（「蒲」中世一〇三）は、「赤人堂村人中」（「蒲」中世一〇三）に宛てられたものであった。村は村堂などを核とした日常生活のレベルで現れる集団で、逆に荘園支配に関わる文書には、村は登場しない。寄進・売却された耕地は小規模なものが多く、寄進主・売主はほとんどが略押を用いており、文字が書けなかったと思われる[18]。

康正元年（一四五五）、麻生荘代官河井五郎左衛門の赤人寺への寄進に対し、請取状を出したのは「麻生庄下七板所南座北座老若等」（「蒲」中世一一八）であった。「得分わ、六斗毎年にいるへき物なり、下七板ところゑいるへき」（「蒲」中世一一三）、「依有直要用、下七板所永代沽却進処実正明白也」（「蒲」中世一一五）などとある所・ところは、下七板の村のことである[19]。村の編成と村堂の運営組織は不可分に重なり合っているが、これは他の中世村落でも同じである[20]。下七板には村の仏神事を遂行するための南北の座があり、老若の組織が存在していた。

元徳二年（一三三〇）一月の法阿弥陀仏田畠寄進状（「蒲」中世二五）は、「後生菩提」のために、「赤人堂観自在薩埵菩薩時講中」へ私領田畠の加地子を寄進したものであるが、不法があった場合は、「氏人講衆之計」として作職を改替するとしている。赤人堂には観音講が組織されていたのであるが、観音講の姿は『源平盛衰記』巻四二「金仙寺観音講附六条北政所使逢義経事」に描かれている。元暦二年（一一八五）二月、讃岐屋島（現香川県高松市）へ向かう源義経一行は、金仙寺（現徳島県板野町金泉寺）での観音講に遭遇する。「所の名主百姓が集りて、月次の講

営とて、大饗盛並盃居て」、騒いでいたところに義経の軍勢が現れたため、「講衆は始て、汁御菜持運たる尼公女童、下取んとて集たる子孫童部に至まで、取物も取敢ず、蜘蛛子を散したるが様にぞ逃迷ける」という。毎月の観音講では、名主百姓らの「百余人の講衆」による法会とともに共同飲食が催され、正式な講衆ではない「尼公女童」・「子孫童部」までも連なっていた。なお時講という表現であるが、他の寄進状（「蒲」中世一〇四）にも現れ、大和などでも確認できる。仏事の食事を斎（とき）といい、そこから命名されたと推定されている[21]。

山部神社文書には、惣の表記は登場しない[22]。同文書は一六世紀に入ると途絶えてしまうが、同じく麻生荘を構成した大森には、一六世紀の惣史料がいくつもあり、天正一一年（一五八三）一一月大森惣中定書（大森区有文書・「蒲」近世一七）なども残されている。麻生荘は、建武五年（一三三八）に足利尊氏によって祇園社に寄進され（『祇園執行日記』文和元年（一三五二）一二月二六日条）、また半済の対象となって分割されるなどの状況が続く。そのようなこともあって、荘園領主の史料は分散的で、「惣庄」などの表現も確認できない。しかし下七板には、他を圧する有力者の存在は認められず、多くの村人の寄進によって共有田畠が確保され、講や座の組織が機能していた。村は逃散の単位となり、用水相論でも、その規模から実質的な母体と考えられる（「蒲」中世九〇・九一）。村は大山の言うように生活の単位であるが、農業生産や信仰の組織とも重なっている。成文化された村掟などは残されていないが、「彼寺村人いちミ（一味）の沙汰をいたさる可」（「蒲」中世二二）とあるように、村に強固な共同性が確立していたことは間違いない。

二　得珍保今堀郷

比叡山延暦寺は、近江において決定的といってよい巨大な存在である。しかしその影響力の大きさゆえに、多くの戦乱に巻き込まれ、延暦寺にはわずかな中世文書しか残されていない。そのため、山門領荘園は実態が不明なことが多いが、現地の寺社などに文書が伝えられた場合がある。延暦寺東塔東谷仏頂尾の支配する得珍保（現東近江市）は、鈴鹿山脈を越える伊勢方面との流通を独占した湖東四カ所の商人連合（四本商人）の中核的な存在で、保内商業の事務や荘務は、その内の今堀郷鎮守日吉十禅師社の庵室で行われていた[23]。農商未分離で、商業の組織が村落と密着しており[24]、同社には中世後期の得珍保や今堀郷に関係する六〇〇点を超える中世文書が伝えられた[25]。

蒲生野に位置する得珍保は、早期に水田化の進んだ東部の田方と、用水に恵まれず、水田化が遅れた西部の野方とに区分される。野方は元は四郷であったが、一五世紀には今堀郷などの七郷で構成されており、郷はそれぞれのちの近世村と一致する。田方四郷では、三郷はそのまま近世村に対応し、柴原郷のみ三つの近世村に分かれていく[26]。保本来の支配は荘官（図師・公文）―名主―百姓という体系となっていたため、現地から荘園領主に訴える場合、「得珍保名主百姓等謹言上」「保内名主百姓等謹言上」などの表現が遅くまでみられ（「今」四〇・八二・六〇二）、命令を受ける場合も、「得珍保百姓等」「保内百姓中」（「今」一・四二）などとされた。一四世紀には名支配が実体を喪失し、郷が支配の単位として明確になるが[27]、この場合の郷は、複数の村を包摂する上位の存在ではなく、ほとんどが近世村と対応するように、実態としては村である。中

世前期の状況は判然としないが、中世後期に村が郷として支配体系上に公的位置を与えられるのは、後述する山門領の木津荘や富永荘でも同様である。しかし郷民・郷人といった語はごく稀にしかみられない。嘉慶二年（一三八八）三月今堀神田目録（「今」三三二）の末尾には、「今堀村人等定之」と記され、宝徳三年（一四五一）一一月六日の定書（「今」三二七）にも、「村人等定所如件」とある。文明一六年（一四八四）一〇月二八日の今堀郷十禅師社洪鐘銘文（「今」三六一）の「村人等敬白」など、定書や売券、その他のさまざまな文書に村人という表現が普通にみられる。日常生活では村が使用されていたのである。

得珍保の村々には、延暦寺と関係の深い日吉十禅師社が勧請されていたが、今堀にはその他に庵室や薬師堂などが建てられ、村の祭祀と行政の中心的役割を果たすとともに、集会場にもなっていた。村人は、現世と来世の幸せや、両親・先祖の追善、子孫や村の安寧を祈って、田畠などを寄進した。さまざまな宗教行事を行う組織（宮座）には、経済的な負担や義務が付随し、村に生きる人々の生活秩序の基礎となっていた[28]。村には正式な構成員としての村人＝座衆と、経済的理由や村掟違反などによって構成員とみなされていない「村人ニテ無物」（「今」三六三）が存在した。今堀の座は、村人の入座年齢順にもとづく平等性の座であり、座外のものを排除した、座衆の合議制で成り立つ組織で、商売座と共通した性格を有したことが指摘されている[29]。永徳三年（一三八三）一月四日の定書に「仍衆儀（議）之評定如斯」（「今」三五七）と記されているのをはじめ、今堀日吉神社文書には村人の衆議によって作成された多数の村掟・定書が残されている[30]。その一方で、山門の決定を今堀に伝える山門衆議下知状（「今」一・二三・一二七など）も多数あり、上からの衆議と下からの衆議が交錯していた状況がうかがえるのである。このような村の組織が惣とよばれ、至徳元年（一三八四）一一月二六日今堀郷神畠坪付（「今」三一八）に「惣ヨリウリ了」とみえるのをはじめ、惣の語は寄進状・売券などに頻出する[31]。また近隣の蛇溝・今在家・中野（「今」三一六など）などにも、惣が成立していたことが確認できる。惣を代表する身分がおとな（老・老人・年老・年寄）であるが、「地下年寄若衆置目条々」（「今」三六六）が定められているように、若衆という組織も存在していた。

水田地帯に比べて遅れるものの、今堀においても中世後期には集村化が進行し[32]、延徳元年（一四八九）二月四日今堀地下掟書案（「今」三六三）には、「堀ヨリ東ヲハ、星敷ニスヘカラスもの也」というような居住規制が確認できる。既存の耕地を潰して用水を開削し、村がその補填をしながら水田化を進める（「今」二六）など[33]、共同体規制の強化と村落の再編が進行していた。村境においては道祖神が祭られ、正月には弓箭の霊力で魔除する結鎮を行い、道祖神に供米して、村空間の安全と豊作を祈願した。燃料・肥料などを確保するための惣森・惣林が維持され、その管理・利用に関する掟書（「今」三六三・三七二・三七五）が確認できる。獣害対策の長大な「鹿々垣」（「今」二五九）も共同で構築されている。隣村蛇溝では惣の備品に鍋があり、「大小衆講幷在所中振舞之時ハかすへし、われ候ハヽ、かりぬし可弁之事」と惣衆儀で定めていた（「今」一〇〇二）。今堀でもさまざまな講などが存在しており、そこでは共同飲食が行われていたであろう。

他の山門領荘園の実態もみておきたい。湖西の木津荘（現高島市）は保延四年（一一三八）に成立した、四〇〇町近い田数を有する天台座主

直轄の千僧供領荘園である。[34]湖西最大の安曇川沖積平野の北部に位置し、東部の琵琶湖岸から、西部の饗庭野丘陵まで、旧新旭町の一一地区（大字）にまたがる。旧新旭町霜降の饗庭昌威家には、応永二九年（一四二二）に作成された、一三条から一八条までの各条ごとにまとめられた六冊の検注帳と、引田帳と記された無年紀の三冊の帳簿などが残されている。この帳簿は木津荘の荘官（公文）が作成したものであったが、中世後期に急速に勢力を拡張していった山僧定林坊の手に渡り、その子孫である饗庭家に伝えられたのである。帳簿には各条里の坪付順に、坪内の田地一筆ごとに、面積・斗代・耕作権所有者（年貢負担者）名や名の名称・公事負担者名が記され、地名と各坪内の屋敷・畠、さまざまな給免田の種類・面積なども注記されている。荘園支配のために土地の詳細を記した帳簿であるが、田井郷風呂立免・森郷如法経田などの免田や、屋敷地・寺社の記載に郷名がみられるのである。村は一切表れず、岡・五十川・米井・田井・森・白雲などの郷が確認できるが、これらは白雲を除いて、近世・近代の村と対応し、現在の地区名と一致する。荘域の遺跡調査からは、荘園の成立する一二世紀頃に集落遺跡が顕著に増加し、一三・一四紀には集村化が進行したことが明らかで、帳簿に表れる郷はその過程で出現してきたものであった。木津荘域の一一地区のうち、帳簿で名称が確認できないのは辻沢と針江であるが、現在の両集落につながる可能性の高い屋敷地群が記載されており、針江庵などの記述もみられる。各郷には寺社や風呂などがあり、法花講・天神講などの講や野神・道祖神・大般若などの行事が行われていた。

このように、木津荘でも郷が村落の公的表現であったが、宝徳三年（一四五一）一一月二六日比叡本荘二宮神田帳案（同文書）の冒頭部分には、「右神田帳并目録証文悉定林坊へ被召之候、然間其後村人致談合、如此作置候也」とある。比叡本荘は木津荘と接する山門領荘園で、この帳簿は、二宮供米の寄進者とその供米高、神主給などの経費が書き上げられた神社運営の基本台帳である。定林坊は神社の管理権を手中に納めようとして、帳簿や目録を召したのであるが、村人らは談合して、この神田帳を作り直したという。領主の帳簿には村の表記はないが、現地においては、村が使われていた。

同じく天台座主直轄の千僧供領荘園であった湖北の富永荘（現長浜市）は、正確な成立年代や四至・田数などは不明であるが、高時川沖積平野の水田地帯に広がる大規模な荘園である。[35]富永荘の鎮守であった井口の日吉神社には、七〇点を越す中世文書が保存されている。中心になるのは、応永二七年（一四二〇）から同三二年（一四二五）までの六二通で、井口在住の荘園支配関係者が、応永年間からさほど隔たらない時期に書写したと考えられている。[36]幕府・座主・山門使節・預所などの支配者側が発給した文書であるが、荘内の村落として、宇祢・高月・尾山・雨森・井口・野村・馬上郷、[37]および郷と明記されていないものの、同じく郷と判断できる落川・高野・唐川・柏原・保延寺・洞戸・片山・物部・小山などが確認できる。これらは野村郷を除いて近世村となり、旧高月町・木之本町の地区名と一致する。集村化した荘園内の村落が郷と表現されるのは、木津荘と全く同じである。

応永三〇年（一四二三）四月、富永荘野村郷の者が、余呉荘中郷の山で盗木し、発見した中郷の者を殺害するという事件が起きる。

①乗蓮房兼宗書状案（「井」三七）

余呉庄内中郷山お富永庄野村者盗切候間、出合之処、結句中郷之者お殺害候、為向後堅可罪科之由、自畠山大夫殿承候、返々無是非之次第候、厳密被相懸野村、於下手人者被致糺明、任法可有沙汰候、至惣村者老二三人可有罪科候、不可有御無沙汰候、猶々延引候てハ不可然候、早々可有御下知候也、恐々謹言、

四月十日　　法橋兼宗

富永庄預所殿

②法橋兼全奉書案（「井」三二八）

當庄之内野村郷之者、余呉庄中郷者ヲ殺害候條、言語道断之次第候、仍乗蓮房折帋如此候、於其身者任大法可有罪科候、於彼郷内老二三人家者令検封、厳密可有注進候也、以此旨、可令下知庄家給之由所候也、仍執達如件、

四月十日　　法橋兼全奉

謹上富永庄中司少綱御房

①は管領畠山左京大夫満家の指示を受けた山門使節乗蓮房兼宗[38]が、事件への具体的処置を富永荘預所に命じたもので、②ではそれを富永荘中司に伝えている。近江には稀な惣村の語が確認できる史料で、①の「至惣村者老二三人可有罪科候」と、②の「於彼郷内老二三人家者令検封、厳密可有注進候」が対応している。惣村＝郷で、それを代表するのが老（おとな）であった。また惣・惣庄の語も確認できる（「井」三四・四五）。

郷は中世後期には荘園支配のなかに位置づけられているが、名編成が行われ、名主・沙汰人―百姓が本来の支配系列と思われる（「井」紙背文書八・二一、「井」三四など）。応永二八年（一四二一）九月二日山門使節連署状案（「井」一〇）に、「円通寺領下地ニ、宇祢村人押而立屋作之由被歎申候」とある。荘内高月にあった円通寺の訴えを受けたもので（「井」七四）、日常生活のなかでは宇祢村とよばれ、その構成員が村人だったのである。なおこれらの郷のなかには、富永荘での野村郷、木津荘での白雲郷のように、近世村にならなかったものも存在する。野村については、東野村・西野村の小字名が井口に存在し、荘内の中心村落であった井口に統合されたと推測される。白雲も五十川に吸収されたと考えられる。後述するように、戦国期～近世初期は人口が急増する開発・再開発の時期であり、その過程で統合されたからといって、「非力の村」[39]とみなす必要はないであろう。

三　菅浦

琵琶湖の最北部は、湖に突出した半島葛籠尾崎を挟んで、塩津湾と大浦湾の二つの内湾からなる。塩津湾最奥部の塩津、大浦湾最奥部の大浦は、京都と北陸道諸国との交通に関わる古代以来の重要津湊であるが、葛籠尾崎に位置する菅浦（すべて現滋賀県長浜市）も、『万葉集』（巻九―一七三四）に詠まれた津湊であった。内湾は周囲を陸地で囲まれ、水深も浅く風波は穏やかであるが、葛籠尾崎はかなり急斜面で、平坦地は少なく、水深も三〇ｍまで急激に深くなる。菅浦の集落は、その先端近くの小さな湾の奥、小扇状地の扇端から湖岸にかけてのわずかな平地に立地する。季節的な水位変動が大きいため、湖岸沿いに安定的な道が

造成されたのは近年のことにすぎず、尾根筋に付けられた急な山路を利用する以外は、船が日常の移動手段であった。現鎮守須賀神社には、一二〇〇通を超える中世文書が伝えられ、村落の文書としては唯一の国宝となっている。葛籠尾崎の約二㎞南にある竹生島は、周囲の水深が七〇m前後ときわめて深く、湖流も複雑で激しい。水上交通の要衝であるが、風波が厳しい船の難所であったため、竹生島には湖水を支配する女神を祀った都久夫須麻神社が創建される。やがて仏教の水神である弁才天と習合し、安芸厳島・相模江の島と並ぶ弁才天霊場として、天台の勢力下に置かれた。

【図１】 菅浦周辺地形図

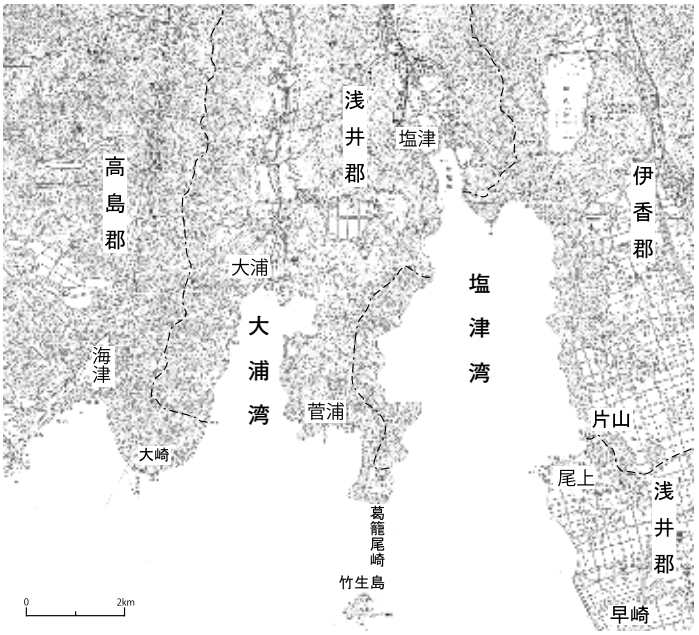

慈恵大師良源（九一二～九八五）は摂関家の帰依を得て、その子弟を入寺させるとともに、荘園などの経済的支援を獲得し、慈覚（円仁）門徒のトップとして、第一八世天台座主に就任する。座主就任直後の大火を機に、堂舎の再建・整備を進めて延暦寺の発展基盤を確立し、智証（円珍）門徒への圧迫を強めていく。湖北浅井郡の出身であった良源は、竹生島にも深く関与する[40]。長元五年（一〇三二）の『慈恵大師僧正拾遺伝』（『大日本史料』一編二二）によれば、貞元二年（九七七）に竹生島でのちの蓮華会と類似する祭礼を行っており、応永二一年（一四一四）撰述の「竹生島（智福島）縁起」（『群書類従』二）でも、良源を「初任当島（竹生島）検校執行職、興隆千万端、其中六月蓮花会、其随一也、（中略）、天下泰平・五穀豊饒、併依此祭会、自爾已来、大師門弟執行別当相続、于今不絶」という。竹生島蓮華会は、現在に続く湖北を代表する宗教行事である。良源の門弟興良は、天元二年（九七九）八月、円融天皇の皇子誕生を祈願して如意輪供を修し、皇子懐仁（のちの一条天皇）生誕後は護持僧となって、延暦寺東塔にあった自坊檀那院を御願寺とさせた。次の檀那院主は、多くの著作を残した優れた学僧である覚運で、やはり良源の弟子である。このような関係もあって、竹生島は檀那院の末寺となる[41]。

葛籠尾崎近辺には、葛籠尾崎湖底遺跡が存在する。従来は東側の湖底から引き上げられた遺物が知られていたが、近年水中ロボットによる研究が進められ、葛籠尾崎の南、竹生島との間の水域に、大量の土器が水没していることが明らかになった。その多くは土師器や須恵器で、奈良時代から平安時代にかけて、竹生島に関連する祭事によって投棄された

か、葛籠尾崎南端湖岸での祭事によるものが流出・水没した可能性が指摘されている[42]。天永二年（一一一一）頃の成立と推測される三善為康撰『拾遺往生伝』下巻（『大日本仏教全書』史伝部七）に、康平年中（一〇五八～六五）に竹生島に住した沙門成務は、死期を覚り、湖水の浪を渡って、「津布良尾峰（葛籠尾）」に入り、端坐合掌して眠るように滅したとある。葛籠尾崎と竹生島の関係はきわめて深いのである。

長徳二年（九九六）に、父藤原為時にしたがって越前国へ下向する紫式部が、湖西勝野津（現高島市）から船で塩津に上陸したように（『紫式部集』）、京都と北陸を往来する場合、湖西から竹生島を通って塩津へ渡る航路がよく利用されている。危険な水域でもある竹生島と至近距離にある菅浦は、接続港的な役割を有し、「竹生嶋之内菅浦[43]」（「菅」二三九）・「竹生嶋内菅浦」（「菅」七七八ロ）・「竹生（嶋脱カ）内菅浦」（「菅」七七八ニ）と表現されているように、竹生島の寺辺領として、檀那院の支配下に入ったと考えられる。山門三門跡体制が確立する過程で、檀那院は梶井門跡に属し、梶井―檀那院―竹生島―菅浦という支配体系が成立するが、耕地の乏しい菅浦は荘園として立券されることはなく、そのまま放置された。一方、内湾の最奥に位置し、湖上交通と陸上交通がリンクする重要津湊であった塩津や大浦は、広い後背地を有し、平安時代末にはいくつもの村落を包摂した中世荘園として立荘される。

前述した良源は円珍門徒排斥の中心人物であり、延暦寺内部での対立・抗争の結果、正暦四年（九九三）に円珍門徒は比叡山を下りて、園城寺に移る。園城寺長吏で、関白藤原頼通と近い関係にあった明尊（九七一～一〇六三）は、長暦二年（一〇三八）に天台座主就任を延暦寺僧徒の抵抗によって阻まれ、ようやく永承三年（一〇四八）八月に第二九世天台座主となるものの、わずか在職三日で辞任させられる（『天台座主記』）。明尊はまた、園城寺に戒壇を設立しようとして、延暦寺との衝突を繰り返す。その間、長久元年（一〇四〇）に園城寺内に円満院を創設し（『春記』同年一二月一三日条）、翌二年に円満院領大浦荘が立荘されたのである（「菅」六三七ニなど）。大浦荘は成立当初より、延暦寺の系列にある竹生島―菅浦とは強い対抗関係にあったという他はない。

のちに大浦荘は、耕地や山野をめぐって菅浦と激しい戦いを繰り広げるが、円満院は大浦立荘に際して、菅浦の存在を考慮しなかった可能性もある。従来の研究では、菅浦を大浦荘内の一名であったとする大浦側の主張（「菅」六三〇など）を前提に、菅浦の行動を「菅浦領を形成する為の堺の確定というところへ闘いの焦点を定め[44]」た、「たまたま大浦庄の荘官が、菅浦にあった在家と田畠一所を竹生島に私的に寄進したのをきっかけに、住人たちが菅浦を大浦とは別の荘園である、といって独立運動をはじめた[45]」などと解釈してきたのである[46]。

永仁三年（一二九五）九月二〇日の日差・諸河田畠宛行状（「菅」七六）で、菅浦の公文らは田四町五段と山畠を菅浦百姓人に宛行っている。また建治二年（一二七六）大浦荘は、菅浦百姓が山手を支払うことなどを条件に、荘内の山に入山することを認め（「菅」七四）、弘安五年（一二八二）にも、山手請料の支払いを前提に、菅浦百姓が大浦領の野山に立り入ることを、「他所のうち候とも、菅浦ハかりをハ御免候了」（「菅」一三九）としている。これらは偽文書とは判断できず、菅浦百姓は大浦荘と交渉して、「他所」である自分たちの山林用益を認めさせていたのである。建長六年（一二五四）九月に檀那院の僧某が、菅浦に面

積半の土地を寄進した目的は、「けんせあんをんこしやうせんそ（現世安穏後生善所）、かねてハ又うらうちふねう、ひやくさうあんをん（浦内富饒百姓安穏）、五こくしやうすく（五穀成熟）、むひやうしさい（無病自在）のため」であった（「菅」七九）。鎌倉時代には、菅浦を生活や生産の場とし、現世と後生の幸福を祈る人々の集団＝村落が確立し、百姓はその構成員として、領主や他荘から認定された存在であった。同時期には、村の神仏も姿を現す。永仁六年（一二九八）二月の寄進状（「菅」六九八・七三〇）に「奉寄進大明神・三宮八王子・赤崎弁観音堂等者也」と、大明神・八王子・赤崎の三鎮守とともに、観音堂が登場する。徳治三年（一三〇八）五月八日の某袖判林寄進状（「菅」七〇二）は、「御堂阿弥陀観音幷念仏衆等」のためであった。御堂は永仁六年寄進状の観音堂と同じものであろうが、念仏衆が組織されており、暦応五年（一三四二）には、念仏講衆は日差・諸河の田地を所有している（「菅」三二六）。

菅浦百姓は、村人としても現れる。菅浦の阿弥陀寺には巻子装の大般若経が所蔵されており、巻第一から二〇〇までは鎌倉時代の版本で、巻第二〇〇の奥書から、元亨元年（一三二一）に「菅浦村人等」によって迎えられたことがわかる。巻第二〇一から六〇〇の四百巻は、元徳二年（一三三〇）一一月頃から暦応三年（一三四〇）一一月以降までの一〇年あまりをかけて竹生島僧らが書写しており、奥書には「旦那村人勧進ス」（三五〇巻）・「旦那当所村人達」（三三二巻）などの記述がみられる。大般若経の書写・校合には、ほぼ総ての村人が関わったと推測され、共有財産として、近親者の追善供養などに神仏の前で転読された[47]。なお奥書に名が確認できる成願は、菅浦の指導的人物であり、関連史料が多く残されている。嘉元三年（一三〇五）二月、「菅浦村人等」が訴訟費用として日吉十禅師彼岸上分物一五〇貫文を借用した（「菅」七四一）が、元徳三年（一三三一）一二月二一日にその催促に入部した隣三郎と下人虎王男を、「当浦村人等成願・平三入道已下輩」が殺害したという（「菅」二八八）。のちには「菅浦百姓成願以下輩」は、違勅人として京都への召し進めを求められている（「菅」八七など）。

菅浦は土地支配を中心にした檀那院―竹生島の系列とは別に、朝廷に鯉や大豆・麦などを貢進する供御人の身分を獲得し、内蔵寮・蔵人所に属していた。供御人となったのは、建武二年（一三三五）一月の菅浦供御人等目安案（「菅」二八六）に「自高倉院御宇被始置供御人以来」とあるように、平安時代末のことと考えられる。供御人の設置を天智天皇の時期とする永仁四年（一二九六）の蔵人所下文（「菅」七一六・七二九）もあるが、文安元年（一四四四）頃に偽作された偽文書で[48]、天皇に魚鳥を貢進する贄人の一集団が定着して菅浦供御人が成立したとする説[49]に史料的根拠はない。嘉元三年（一三〇五）には、大浦荘への対抗上、日吉八王子社兼二宮権現の神人となり、日指・諸河田畠の半分を山門へ寄進している（「菅」七一・七二、六三五）[50]。田中克行は、菅浦では鎌倉時代後期に在家役を均等負担する原則が確立し、建武二年（一三三五）に在家七二宇（「菅」三九八）の全住人が供御人化し、供御人役も均等負担されたとする[51]。

当初、菅浦の耕地はきわめて狭小で、領主支配上の収益も乏しかったため、鎌倉時代の訴訟は檀那院ルートではなく、供御人支配ルートで行われることが多かった。その場合は当然、菅浦供御人として裁判に臨むのである。鎌倉時代末には日差・諸河の耕地開発が進んで、四町半ほどの田地や山畠にまとまった年貢が賦課されるようになり（「菅」七六な

ど）、対大浦相論においても、檀那院―竹生島が前面に現れてくる。しかし相手の円満院が皇族が入る有力門跡であったため、檀那院では対応しきれず、建武四年（一三三七）頃からは、梶井門跡が積極的に関与し始める（「菅」六二九へ）。貞和二年（一三四六）九月の菅浦置文（「菅」一八〇）に、係争地である日差・諸河の田畠の永代売買を禁止し、「このむね（旨）をそむかん（背）ともがら（輩）においてハ、そうのしゆん（惣）しをとゝめ（出仕）らるへく（止）候」とあるように、惣が姿を現す。一四世紀半ば以降、対大浦相論の過程で後光厳天皇綸旨（「菅」七七八ハ）に「菅浦庄内日差・諸河」と表記され、近江国守護六角氏からも、「率多勢打入菅浦庄、苅取粟以下作毛五町余」（「菅」一四七・七六八・七六九）といわれている。領主檀那院も、「当庄」（「菅」六二七など）と表現しており、菅浦自らも、文和二年（一三五三）八月五日の日差・諸河の田地・耕作者を書き上げた注文（「菅」六三一）で「菅浦庄日指[58]・諸河内帳事」と記した。竹生島弁才天と菅浦内の大明神・八王子三宮・赤崎明神は、「当御庄鎮守」なのである（「菅」七七二）。公的な支配単位としての自立性を明示するために、菅浦荘の表現が使用されたのであり、荘園としての扱いが広がっていくのである。

一五世紀には惣荘という表現が広くみられ、それを代表するのが乙名（おとな・老・年老・宿老・長男）である。寛正二年（一四六一）七月一三日の惣荘置文（「菅」二二七）に署判したのは「廿人乙名中」であり、菅浦惣には「上廿人乙名・次之中乙名、又末の若衆」（「菅」二二七）、「おとな二人・中老二人・若衆二人以上六人加判進候」（「菅」二六一）といった年齢階梯的な組織が存在した[52]。菅浦の置文などには、「依衆議」という文言はなく、代表者による制定という形式をとるが[53]、竹内光久は署判の分析から、菅浦の乙名のほとんどは略押しか据えられず、識字力や経済力より構成員として惣に貢献した年数が優先されたことを明らかにしている[54]。また懺法講・法花講など、さまざまな講も組織されていた。寛正二年の惣荘置文で、寄合を経ない処罰を禁じているように、菅浦でも合議による決定が重視されたのである。その結果、「ゐ中（田舎）ハ一味同心之心得にて」（「菅」六三二）という結束が保たれる。

菅浦では狭い平地に、建武二年（一三三五）に供御人の在家七二宇が立地し（「菅」三九八）、大永三年（一五二三）段階で供御を納めていた者は、少なくとも八一人（宇）に及んだ[55]。菅浦の戸数は、近世を通じて約一〇〇戸で変化はなく、一八八〇年に一〇四戸であるように[56]、中世末には家数は飽和状態に近づいていたと思われる。このような立地から、当初より集村形態をとっていたが、人口の多さもあって、一四世紀半ばには「にしむら」「にしのむら」（「菅」三五四）の表現がみられるように、菅浦集落には西と東の二つの村組が形成される。しかし村落としては一つで、近世の菅浦村に対応する。

文安二・三年（一四四五・六）頃から、菅浦と大浦の領主は室町幕府に関係の深い日野家になっており、菅浦文書から檀那院や梶井門跡の姿は消えていく。檀那院末寺であった竹生島も、山門から距離を置くようになり（「菅」一一五）、文明年間には真言に改宗していく[57]。文明四年（一四七二）八月二四日菅浦置文案（「菅」八四八）には、「今度文安二年之時、又雑掌御上洛候へと申候へ共、無御上候て、其後公事落居仕候間、七石五斗の米ハ運上可申候共、又上申ましく候とも、地下のはからいたるへく候、乍去弁才天の御事にて候間、奉公申候、能々可心得者也」とある。この表現については、在地の選択で領主を変更しうる、選べる

と評されてきたが[58]、山門の系列から離脱し、独自の地域的宗教勢力となりつつあった竹生島[59]と、新たな保護関係を構築し直す過程での発言なのである。関係再構築の結果、菅浦には一六世紀以降の竹生島の年貢請取状が多く残された。

なお菅浦を非農業民の集住地で、漁撈や廻船などを主な生業としていたとする見解もあるが[60]、急速に水深が深くなる菅浦周辺の地形は、大浦や塩津で行われていた魚（「菅」二一八）のような定置網の設置には適さず、建武二年（一三三五）での菅浦全戸七二宇のうち漁人は五宇のみにすぎない（「菅」七〇・三九八）。近世では漁業の形跡が確認できないのである[61]。船は菅浦の日常の足ではあったが、港の規模は大浦などに比べても格段に小さい。明治の地籍図などでは、小河川とつながった東西の船入が確認でき、東西の村組形成の過程で、それぞれが成立したと想定されてきた[62]。慶安五年（一六五二）に彦根藩が近江国内の湊を調査した湖浦改書（彦根城博物館所蔵彦根藩井伊家文書三一九四九）には、湖北の早崎・尾上・片山・山梨子・飯浦・塩津・月出・大浦・竹生島・海津などの津湊が網羅されているにもかかわらず、菅浦の記述はない。近世での菅浦の船数は、大浦とあまりかわらないが、大浦には一〇〇石を超える船がいくつもあるの対し、菅浦では三五石積が最大で、小規模船ばかりであった[63]。大浦では、大浦川沿いを北上する大浦道が北部で塩津道・海津道と接続しているように、塩津や海津のような主要津湊は必ず主要陸路と連結しているが、菅浦の場合、急な山道で大浦方面につながっているだけである。相論などで強調されることはあるものの、漁撈や廻船が主な生業であったとは思えない。

菅浦の村人が大浦荘と闘った最大の目的は耕地の確保であった。中世は断続的に飢饉が発生する時代であり、村の存続のために、食料の生産・確保は不可欠なのである。枇杷・柑子・茶・桑・綿などが史料に現れ、中世末からは油実（アブラギリ）も栽培される。里山空間では林業も行われるなど、村の環境を最大限利用したさまざまな生産活動が営まれていた。このようなあり方は耕地面積の多い大浦荘でも同じであり、漁業（魚）・炭焼・林業（柴木の伐採・販売）などが確認できる（「菅」六三三、三一八・八二八）。

四　葛川

八地区から構成された旧葛川村（現大津市）は、琵琶湖の西岸にそびえる比良連峰と丹波山地とに挟まれ、花折断層によって形成された直線状の細長い谷間の地である。この谷を安曇川が北流し、旧朽木村（現高島市）市場付近で東へ折れながら琵琶湖へ注ぐ。安曇川の両岸は急斜面となっており、狭長な谷底部には小規模な河岸段丘が断続し、集落・耕地が展開するが、当然耕地面積は狭い。葛川は、貞観元年（八五九）比叡山無動寺の相応和尚が修業したことに起源する、天台修験の道場の地である。平安時代末頃には、無動寺検校を青蓮院門跡が兼帯し、青蓮院門跡（無動寺検校）―無動寺別当―葛川という支配関係になるが、一方で葛川を参籠行の場とする行者集団の支配も受けていた。葛川に関しては、坊村の明王院に現蔵されたものと、国会図書館や京都大学に所蔵されている分を合わせて約一四〇〇通の中世文書が伝えられている[64]。これらは、明王院へ参籠した行者集団、青蓮院の門跡領経営、葛川の村落に関する三史料群から構成され[65]、村落の文書とはいえないものの、山間村

落の実態を知ることができる。

青蓮院門主・天台座主関白藤原忠通男慈円（一一五五～一二二五）は無動寺・葛川に深く関わり、①葛川縁起の作成・②四至牓示の確定・③下立山における伊香立荘の用益認可・④住人の在家制限など、葛川の支配体制の整備を強力に推し進めた[66]。慈円によって確定された四至は、天台修験の道場としての宗教的結界であり、住人の自由な活動領域を示すものではなかった。安曇川流域は、奈良・平安時代より琵琶湖水運を利用した材木供給地として重要な意味を有しており、また若狭―近江―京を結ぶ若狭街道が葛川谷に沿って通るなど、陸上交通の便にも恵まれていた。葛川は次第に人口が増加し、鎌倉時代には多様な生産活動が営まれていくが、その過程で同じ青蓮院領の伊香立荘（現大津市）などとの激しい紛争が引き起こされた。伊香立荘は比叡山麓に位置し、水系も全く異なるが、薪炭を貢納するために後山（里山）を切り尽くしてしまい、慈円によって葛川南部の下立山に伐木の権利が与えられていたのである。東側の根本中堂領木戸荘などとの裁判は、荘域の境界をめぐるいわゆる境相論で、双方が互いの領域・四至を示す公験・文書を提出し、その正当性が争われたが、伊香立荘との紛争は、葛川という聖域の特質とそこにおける権利に関わるものであった。文永六年（一二六九）一〇月伊香立荘荘官百姓等申状案（「明」六九）は、「彼住人等之為躰、帯妻子集魚鳥、剰及狩漁之放飼牛馬之間、明王結界之地鎮不浄也、加之山嶺仁波取材木之、焼払其跡天波作大小豆等之五穀、打開渓谷令開発耕作之、僅残木於波焼紺灰天令売買之、所行之企雖似能活之計、霊験無双之砌往代明王御領、忽令成田夫栖之条、無慙之次第也」と葛川住人を訴えているが、それは農耕・牧畜・狩猟・漁撈・材木生産などの山間部ならばどこでも行われていた生産活動が、聖域を荒らす非法行為とされたためである。長い相論を経て、元応二年（一三二〇）七月無動寺政所下知状（「明」二八一）によって、当該期の現実にもとづいた和与が成立する。葛川の住人は自らの生産諸活動を公認されるが、同時期には「向後永停止浪人号、可被准本住人」（「明」四八・「国」六三）とする行者・常住の下知によって、従来の住人―浪人の身分編成にも大きな変更が加えられた。

正和四年（一三一五）春、明王院政所客殿で行われた寄合の席で、金次郎入道が酔って狼藉をはたらいたことが発覚し、行者衆は惣住人に対して、客殿使用禁止を命じた[67]。翌年一〇月九日金次郎入道は、「これほとのわツらいの大事を一庄ニかけ候上者、於向後者、心ををなをして、葛川中ニをいてハ、大少の寄合のところにて、酔任狼藉をいたすへからす候」と誓約し、起請文を提出する（「国」三九）。明王院政所での惣住人の寄合をはじめ、葛川では大小さまざまな寄合が開かれていたのであるが、ここでは葛川を「一庄」と表現している。木戸荘との境相論では、葛川の特殊性が議論されることはなく、永仁二年（一二九四）・同三年の相論に関する伏見天皇綸旨など（「明」一・二、「国」二一～二七・三〇・三一）では、「葛川（河）庄」の表現がみられたが、葛川の聖域性が問題となった対伊香立荘相論では、葛川を荘と表現することはなかった。しかしこの時期には、「葛川庄者、為無動寺最初根本寺領、重役異于他料所也」、「当庄者、於無動寺旧領、寺役厳重之処、此等次第、無厳密御沙汰者、難安堵、庄民等寺役退転之基、庄家荒廃之源也」と、葛川の常住・住人が自らの地を「葛川庄」「当庄」「庄家」（「明」二三）とよんでおり、「当庄」（「明」四一一・四一二など）、「当庄住人」（「明」

二三・五三九）、「庄民」（「明」二三・二八六）などの表現もみられるようになる。

元応二年和与の結果、元徳三年（一三三一）に明王院所当幷散在年貢注文（「明」五六九）の作成が行なわれ、耕地が検注されて所当が賦課される。多様な住人の生産活動を保証し支配する、荘園と同質の所領となったのである。注文には後述する「惣庄六ケ村神田也」のように、「惣庄」の表現も確認でき、また「葛河百姓」（「国」三七）・「当庄百姓」（「京」丙四〇）と、百姓の用例も現れる。葛川では、こののちも天台修験行者の修行場としての側面は継続し、御殿尾山（現御殿山）・滝山（現自滝山）など、伐木が禁止される地域が残される。聖域を内部に包摂した明王院寺辺領として展開するのである。

葛川においては、安曇川沿いの小段丘や小扇状地にわずかに耕地が開かれて、小集落が形成されており、平地部のような集村は成立しない。したがって村と集落の関係も、平地部とはかなり異なる。正和四年（一三一五）九月太郎大夫末弘等連署起請文（「京」乙七一）には次のようにある。

（前欠）季就歎申、蒙御免之間、向後云有限之御聖供、云恒例臨時之御公事、惣村平均課役、更不可懈怠仕、若背此旨者、上件勧請神明三宝乃神罰冥罰於、連暑(ママ)之輩八万四千乃毛穴毎仁蒙天、現世仁波得白癩黒癩之報、忽致乞食、後生仁波沈八寒八熱之底、永無浮期、仍起請文如件、

正和四年九月　日　　三郎丸（略押）

金剛次郎（略押）

新清大夫友恒（略押）

太郎大夫未弘（花押）

前欠文書のため、どのような事態に対応した起請文かははっきりしないが、傍線部は「惣じて村平均の課役、更に懈怠仕つるべからず」と読むのであろう。正応五年（一二九二）八月朽木荘願仏申状（「京」甲一）には、「山門領葛河村住人石見助新清男俊士紀藤次以下輩、為当庄百姓等、称有負物、待請路次、致寄取地頭得分材木筏五十余数」とある。この石見助新清は新清大夫友恒と同一人物と考えられ(58)、朽木荘と紛争を起こしていたのである。この「山門領葛河村住人」という表現は、葛川を一つの村と記した可能性はあるが、おそらくは山門領葛川の村住人という意味であろう。

元徳三年（一三三一）の所当幷散在年貢注文には、次の二つの記述がある。

「　郷野御聖供田弁交名事

一斗内 五升　弥次郎弁ノ　五升　中次郎弁ノ

カウノ三郎丸アト

一斗内　五升、マチ井ノ平六弁　五升ハ六月サウチ惣住人中ヨリ在之

五升　故新清アトノ　心性弁

五升　金剛次郎アト伊与大夫弁

已上三斗也　」

「　一、行者中毎年郷野新百姓

二斗　所当臨時弁分之事
五升　太郎太夫アト
五升　新清大夫アト分
五升　金剛次郎アト分
五升　三郎丸アトノ分
　已上二斗也　」

正和四年起請文から一六年経過しているため、すべて「アト」（跡）となっているが、後者では四名が完全に一致し、前者でも三名の一致が確認できる。前者が起請文の「有限之御聖供」に、後者が「恒例臨時之御公事」に対応するのである。これらは郷野・カウノに関連するものであり、文保二年（一三一八）と推定される一承仕下知状（「明」二七九）に、「先年所被追却之郷野住人等起請文、被下遣候」とあるのは、前掲の正和四年起請文をさすと思われる。すなわち郷野は村と認識され、新清ら四人はその住人であった。

嘉元四年（一三〇六）五月葛川行者等解文案（「国」三六）には、朽木百姓からの賄賂によって、預所が葛川の北の境界である右淵の鳥居を伐り流し、郷野を朽木に付したと断罪されている。また文保二年（一三一八）三月にも、郷野は朽木との係争地となっている（「京」丙四九・「明」二二）。郷野の名は葛川の北端、細川北部の安曇川東岸に小字名合野として遺っており、そこに開けた小村の帰属が問題になっていたのである。「有限之御聖供」や「恒例臨時之御公事」が新清らに課されたのは、郷野を明王院領として明確にするためだったのであろう。なお新清は「根本浪人」「新清一類」（「明」五六九）とみえ、有力住人と考えられている。しかし正和四年起請文の略押からは、筆が使えたとは思えず、太郎大夫末弘もきわめて稚拙な書判で、筆に慣れた様子はない。他の起請文なども同じで、村落上層であっても、葛川住人に字が書けそうな者はほとんど見当たらない[69]。

嘉元元年（一三〇三）と推定される信厳奉書（「明」四五三）に、「葛川下村神主菅三郎男友正」、正和二年（一三一三）の伊香立忌日田修理覚書（「明」一九五）には、「中村仏阿ミ陀仏」がみえ、前述した元徳三（一三三一）年の所当弁散在年貢注文には

同川合
三斗　惣庄六ケ村神田也
九升　上村左右

【図２】葛川北部地形図

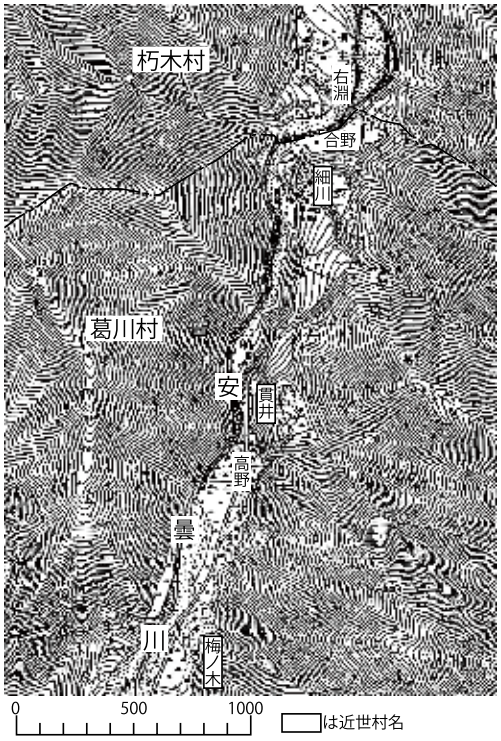

九升　　中村左右
一斗二升　下村左右

とある。この場合の上・中・下村は固有名というより、葛川惣荘を大雑把に区分したもので、それぞれに左右の座が存在していたと思われる。[70]正安二年（一三〇〇）九月無動寺衆徒衆議案（「明」四三二）では、「去二月之比強盗人、依逃籠山中、住人等追懸之処、盗賊当于矢死□（去カ）間、切首懸路頭畢、凡当村之検断、往□（古カ）以来有定置之子□（細カ）守護人不可及口入者也」と、強盗を処刑した「当村之検断」に対する守護の介入を拒否している。これだけではどのレベルの村なのかはっきりしないが、村は検断権を有していたのである。

葛川では村は、小村から上・中・下村のような大まかなものまで、多様な姿をみせる。これは集村化が進み、集落と耕地が再編されて、視覚的にも明確なまとまりとなる平地部の村落とは異なり、谷間に拓かれた葛川では、水利や耕地・集落の規模がきわめて小さく、その組み合わせが多様なものとなるからである。元徳三年所当幷散在年貢注文には、「菅次郎カキ内一斗五升　菅次郎弁」のように、一つのイエを基本とした垣内も存在した。住人四宇の郷野は村の最小のものといってよいだろう。

人々を結びつける契機の一つである講についてもみておきたい。徳治三年（一三〇八）一〇月に、葛川住人犬四郎が明王院に放火するという事件が起きる。消火にあたった惣住人が明王院の警備を命じられた（「京」丙三四）が、「明王敵対犬四郎家対（封カ）納候之処ニ、念仏講衆等寄合候て、犬四郎家対ヲハ切ほとき候了」という事態となる（「明」四四三）。この問題については、丸山幸彦[71]や戸田芳実[72]、坂田聡[73]がふれている。丸山は領主の宗教的支配に対する住人の抵抗ととらえ、それをうけて戸田は、明王院境内の正和元年（一三一二）宝篋印塔銘「奉造立也／□[74]念仏講衆等／敬白常住頼玄」および嘉暦三年（一三二八）宝塔銘「常住不動金剛／頼玄念仏講／惣衆等敬白」から、日常的に葛川の管理に当たった常住僧頼玄が、念仏講衆と行者＝明王院の調停をはかったとする。それに対し坂田は、この件で追放処分となった「根本浪人」中八大夫の検討から、念仏講衆を特権的村落上層として、検断得分をめぐる問題とした。念仏講衆に関する史料はこれ以外にはなく、葛川での実態はよくわからない。しかし文永五年（一二六八）一一月の「於本堂政所例講之砌」、葛川住人等が伊香立荘の炭屋の奪取を協議したという（「国」一〇）。前述したように、一四世紀には近江全体にさまざまな一結衆・講衆が広がりをみせていた。葛川の念仏講衆も少数の特権的村落上層だけに限定されるものではなかったであろう。この時期には、惣住人・惣庄という表現が頻繁にみられ、大小の寄合の存在が確認できた。成文化された掟書などは残されていないが、講を含むさまざまな寄合での合議が集団の共同性を支えていたと考えられる。

延文四年（一三五九）、葛川は木戸・比良両荘を「高野村在家十一宇焼払、奪取資財雑具牛馬等」（明五七）したと訴えたが、焼き払われた高野村は貫井の小字名高野に名を遺す安曇川東岸の小村であった。やがてこのような小村が寺社などを核に統合され[75]、一五世紀後半からは坊村・榎村（明治に梅ノ木村に改称）・中村などの近世村と一致する村落名がみられるようになる。一六世紀に入ると坂下・待井（町居）・貫井などの近世八カ村の名称がおおよそ出揃うが、元亀二年（一五七一）四月二七日舞台普請日記（「明」五一九）には、八カ村と中在地の名が記

されている。中在地は一五世紀末から確認できるが、規模が小さいため、木戸口か中村に吸収されたと考えられる。村は頻発した水害（「明」一九五・二八三・八一九など）への対応などにも重要な意味を有したが、山林資源の確保が重要性を持つ葛川においては、中世後期に至っても境相論は葛川全体で闘っている。個々の村が山林所有の主体として争うのは、慶長一二年（一六〇七）まで下る（「明」二一〇）。

おわりに

村は制度化されたものではなく、当然多様性を持つ。とりわけ、集落や耕地などが再編される集村化以前の、平安・鎌倉時代の村では、多様性が顕著に現れる。村の共同性が多層的・重層的とされるのは[76]そのような場合が多く、葛川のような山間部で集村化が進まない地域でも、同じ状況が続く。下七板や今堀・菅浦は強固に集団化された村であり、年齢階梯的な乙名（おとな・老）制度や老若組織が形成されていくが、小村が展開し、村のあり方が複雑な葛川では、相論の場で古老住人が証言をする例が散見されるものの、惣住人に乙名などの組織があったことは確認できない。近世につながる村の出現も遅れるのである。また村に比べて郷は東西差が大きいとされているが[77]、近江の山門領荘園に明らかなように、郷は村よりも制度的色彩が濃く、適用のされ方が東西で異なるためであろう。

中世荘園は、人と土地の支配のために、さまざまな形で村をその内部に組み込んでいたが、名主などを通じた支配システムは柔軟かつ強靱で、村の姿はみえにくい。菅浦や葛川では、社会的自立性を強調するために、のちになって、荘の表記が用いられた。中世は村が大きく景観を変容させながら展開していく時期で、村は生活や生産、信仰のまとまりではあったが、その偏差は大きく、支配の単位にはなりきっていない。中世に正確な人口史料はないが、八世紀に五〇〇万ほどであった人口は一三世紀までは増加率も高くなく、一四世紀頃から増加傾向に転じ、一五世紀頃に一〇〇〇万を突破したと推定されている。そして一六・一七世紀を通じて急増し、約三〇〇〇万となっていく[78]。集村化を経た村であっても、中世後期以降の人口増加の影響を受け、もう一段の再編をうけることもあったと思われる。その結果としての村が、近世では支配・行政の単位となり、現在の地区・大字の基礎となった。

鎌倉時代の葛川で、農耕・牧畜・狩猟・漁撈や材木生産・炭焼などの生業が知られるのは、民衆の生産活動が聖域を荒らす非法行為として史料に表れたからであるが、造船（「明」六八・「京」乙三一）や足駄作り（「明」四五五・「国」八一など）も行われていた。与えられた環境のなかで、中世の人々は可能なことは何でもして生きていたのである。のちには、大工・檜物師（「明」五六七・九五など）もいて、葛川商人は「四六まないたいろ〳〵杉まさ板」などを京都に売りに出ていた（「明」七六九など）。中世村落に都市的要素が多く混有され、「近世以後ほど都市・農村の分離は見られな」いことは、早く清水三男が指摘しているが[79]、今堀では茶などの商品作物が盛んに栽培され[80]、茶屋・紺屋・麹屋の存在が知られる（「今」五八八―一・三一六・三一七など）。隣村の柴原には鍛冶屋（「今」五二九・五三一など）、蛇溝に酒屋（「今」九八九）、今在家に魚屋、中野にも茶屋（「今」三一六）などがいた。多様な農業生産や林業・漁業、廻船を行っていた菅浦には、酒屋・豆腐屋・舟大工など（「菅」

三四六・四八四・九八二）がおり、また「商売のために敦賀へまかりこゆる」（「菅」三一八）広域的な商業活動が行われていた。さまざまな生産活動を柔軟に含み込んでいたのが、中世の村である。なお一部に、商業性を菅浦の特殊性として強調する議論があるが[81]、少なくともそれは近江全体の性格といってよい。

中世の村は、百姓のイエの連合を基礎に、生活や生産、信仰などに関わる諸関係が重層的に集積された社会的空間的単位で、生存の基盤を共同で確保する集団である。近江では、村人の寄合での合議・衆議を通じて共同性が強く出現するが、これが惣村とよばれてきた村落である。村には村人とみなされず、排除される人々もいたが、正式な構成員である村人は、経済格差・階層差はあるが、身分的には平等であった。商業従事者の多かった今堀では文字を書ける者は相対的に多いが[82]、署判から判断する限り、大多数の村人は文字が書けなかった。それでも村の寺社に文書が残されたのは、村内外のさまざまな紛争に備えるためであったが、それが惣・惣村研究の視角を決定づけてきた。生活や生産などの日常の村の姿は、後景に押しやられてしまったのである。

注

（1）清水三男『日本中世の村落』（日本評論社、一九四二年、のち『清水三男著作集』第二巻、校倉書房、一九七四年、岩波文庫版、一九九六年）

（2）大山喬平『日本中世のムラと神々』（岩波書店、二〇一二年）所収諸論文

（3）大山喬平「荘園制」（『岩波講座日本通史』七、岩波書店、一九九三年、のち（注2）所収）

（4）木村茂光「荘園史研究進展のための二、三の論点」（鎌倉佐保・木村茂光・高木徳郎編『荘園研究の論点と展望』、吉川弘文館、二〇二三年）など参照。

（5）永原慶二「荘園制支配と中世村落」（『一橋論叢』四七―三、一九六二年、のち『日本中世社会構造の研究』、岩波書店、一九七三年、所収）

（6）石田善人「郷村制の形成」（『岩波講座日本歴史』八、岩波書店、一九六三年、のち『中世村落と仏教』、思文閣出版、一九九六年、所収）

（7）最近のものでは、似鳥雄一「中世荘園制の終焉と村落の自治」（『歴史学研究』一〇一五、二〇二一年）が「中世村落が広く到達したのは信仰を核とした「自治」であり、そのなかでも先端的な存在が畿内近国の「惣村」だと位置づけることができる」とする。

（8）勝俣鎮夫『戦国時代論』（岩波書店、一九九六年）など。

（9）黒田俊雄『寺社勢力』（岩波書店、一九八〇年）など。

（10）石田（注6）論文。似鳥（注7）論文も石田説を継承し、「寺院から村落へ「惣」文言が伝播し、南北朝期以降主体・全体としての「惣」という用法が、村落の間で定着をみた」とする。

（11）朝尾直弘「惣村から町へ」（『日本の社会史6社会的諸集団』（岩波書店、一九八七年）、のち『朝尾直弘著作集第六巻』（岩波書店、二〇〇四年）、所収）

（12）以下、山部神社文書の引用にあたっては、蒲生町史編纂委員会編『蒲生町史第四巻史料』（蒲生町、二〇〇一年）の番号に従い、「蒲」と略記する。

（13）田中文英「中世前期の寺院と民衆」（『日本史研究』二六六、一九八四年）

（14）以下、麻生荘の村落については、水野章二「中世の開発と村落―近江湖東の一地域から―」（『歴史学研究』六五九、一九九四年、のち『日本中世の村落と荘園制』、校倉書房、二〇〇〇年、所収）参照。蒲生町史編纂委員会『蒲生町史第一巻古代・中世』（蒲生町、一九九五年）・若林陵一「中世後期近江国麻生荘の〝庄〟公文と下七板〝村〟」（『近江地方史研究』四三、二〇一二年）・深谷幸治「近江赤人寺における中世在地信仰と寄進」（『日本宗教文化史研究』二五―二、二〇二一年）などもふれ

ている。

（15）田中文英「中世前期の寺院と民衆」（注13）。農民の結縁衆や講衆と旧来の在地寺院との結びつきは一二世紀から確認できる。

（16）日野町史編さん委員会『近江日野の歴史第2巻中世編』（日野町、二〇〇九年）

（17）大分県でも一三七〇～九〇年代に結衆による石造物が多く造立されており、集村の出現期にあたるという（原田昭一「結衆塔婆の造立とその背景」、同志社大学考古学研究室『実証の考古学　松藤和人先生退職記念論文集』、二〇一八年）。

（18）深谷幸治「近江赤人寺における中世在地信仰と寄進」（注14）

（19）勝俣鎮夫「惣村菅浦の成立」（『戦国時代論』、注8）は、菅浦を例に、惣の結成と所の形成が連動していたとする。

（20）近江の村人史料について、谷昇「近江国中世史料に見る「村人」の存在形態―「村人」はどこで何をしていたか―」（大山喬平・三枝暁子編『古代・中世の地域社会―「ムラの戸籍簿」の可能性』、思文閣出版、二〇一八年）が整理している。

（21）赤田光男「中世大和の講衆による地蔵信仰」（『日本文化史研究』四四、二〇一三年、のち『中世大和の仏教民俗信仰』、帝塚山大学出版会、二〇一四年、所収）。後述する中世の今堀にも時講が存在した（「今」三一六）。

（22）「惣社高木大明神」（「蒲」中世一三八）の記述があるが、これは岡本に位置する麻生荘の総鎮守高木神社のことである。

（23）仲村研「惣村文書の性格」（『社会科学』二六、一九七九年、のち「今堀日吉神社文書の性格と分類」と改題のうえ、『中世惣村史の研究』、法政大学出版局、一九八四年、所収）

（24）脇田晴子「中世商業の展開―近江の場合―」（『日本中世商業発達史の研究』、お茶の水書房、一九六九年）・「中世商業村落の生活と環境の整備―村座と商人座の掟を中心に―」（西川幸治・村井康彦編『環琵琶湖文化論』、思文閣出版、二〇〇三年）

（25）以下、今堀日吉神社文書の引用にあたっては、仲村研編『今堀日吉神社文書集成』（雄山閣、一九八一年）の番号に従い、「今」と略記する。

（26）八日市市史編さん委員会『八日市市史』第二巻（一九八三年）・吉田敏弘「得珍保」（網野善彦他編『講座日本荘園史6　北陸地方の荘園・近畿地方の荘園Ⅰ』、吉川弘文館、一九九三年）

（27）丸山幸彦「中世後期荘園村落の構造―今堀郷における村落共有田の形成を中心に―」（『日本史研究』一一六、一九七一年）・『八日市市史』第二巻（注26）

（28）『八日市市史』第二巻（注26）

（29）脇田晴子「中世商業の展開」・「中世商業村落の生活と環境の整備」（注24）

（30）薗部寿樹は、村落における衆議を仏神の眼前で行われる評定とする。「中世惣村定書の署判に関する覚書―今堀日吉神社文書を中心に―」（井上辰雄編『古代中世の政治と地域社会』、雄山閣出版、一九八六年、のち「村落定書の署判」と改題のうえ、『日本中世村落文書の研究』、小さ子社、二〇一八年、所収）。

（31）村＝郷が惣の単位であるが、得珍保を惣荘とする表現もある（「今」一七・三七など）。

（32）吉田敏弘「『惣村』の展開と土地利用―得珍保今堀郷の歴史地理学的モノグラフとして―」（『史林』六一―一、一九七八年）・「得珍保」（注26）

（33）仲村研「中世後期における近江国得珍保今堀郷の農業」（『農業経済研究』四八―四、一九七七年、のち「得珍保今堀郷の農業」と改題のうえ、（注23）著書所収）

（34）木津荘については、水野章二編『中世村落の景観と環境』（思文閣出版、二〇〇四年）および「近江国木津荘の成立と展開」・「中世村落の景観と環境―近江国木津荘を例に―」（『中世の人と自然の関係史』、吉川弘文館、二〇〇九年）参照。

（35）富永荘については、福田栄次郎「山門領近江国富永荘の研究」（『駿台史学』三六、一九七五年）・「富永荘」（網野善彦他編『講座日本荘園史6』

(注26)、下坂守「延暦寺千僧供領の研究―室町時代における近江国富永庄の支配機構―」(『賀茂文化研究』二、一九九三年、のち『中世寺院社会の研究』、思文閣出版、二〇〇一年、所収)参照。

(36) 福田栄次郎「山門領近江国富永荘史料」(『駿台史学』五八、一九八三年)・「続山門領近江国富永荘史料」(『駿台史学』六一、一九八四年)。以下、井口日吉神社文書の引用にあたっては、「井」と略記し、同論文の史料番号に従う。

(37) なお用水紛争に関連して上郷・下郷という表現が現れるが、「下三郷之内何郷百姓等、如此致沙汰候哉」(「井」四二)・「下三郷新井料」(「井」六一)のように、用水を共同利用する郷のグループのことである。

(38) 乗蓮房(円明坊)兼宗については、下坂守「延暦寺における「山徒」の存在形態」(笠谷和比古編『公家と武家Ⅱ』(思文閣出版、一九九九年、のち(注35)著書所収)参照。

(39) 橋本道範「近江国野洲郡兵主郷と安治村」(『琵琶湖博物館研究調査報告』二一、二〇〇四年、のち『日本中世の環境と村落』、思文閣出版、二〇一五年、所収)

(40) 水野章二「古代・中世の交通と信仰・災害―近江竹生島とその周辺―」(佐々木虔一他編『古代の交通と神々の景観―港・坂・道―』、八木書店、二〇一三年)

(41) 水野章二「山門檀那院と近江菅浦」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』五五、二〇二二年)

(42) 矢野健一・川村貞夫・島田伸敬・熊谷道夫「水中ロボットを利用した葛籠尾崎湖底遺跡調査の成果とその意義」(『環太平洋文明研究』三、二〇一九年)

(43) 以下、菅浦文書の引用にあたっては、滋賀大学経済学部史料館編『菅浦文書』上・下(有斐閣、一九六〇・六七年)の番号に従い、「菅」と略記する。

(44) 瀬田勝哉「菅浦絵図考」(『武蔵大学人文学会雑誌』第七巻第二号、一九七五年)

(45) 勝俣鎮夫「惣村菅浦の成立」(注19)

(46) 菅浦・大浦の境界領域であった日差・諸河では、双方からの開発が進められていたが、大浦荘では検注帳・坪付を作成しており(「菅」七五一・六二七)、名体制に組み込んでいた可能性がある。

(47) 藤田励夫「中世村落の大般若経受容について―菅浦庄と大浦下庄の四組の大般若経をめぐって―」(『琵琶湖博物館研究調査報告』二一、二〇〇四年)・蔵持重裕「村落と情報」(『中世村落の形成と村社会』、吉川弘文館、二〇〇七年)

(48) 田中克行「村の紛争解決と共有文書」(勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』、山川出版社、一九九六年、のち『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年、所収)

(49) 網野善彦「湖の民と惣の自治―近江国菅浦」(『荘園の世界』、東京大学出版会、一九七三年)・「菅浦の成立と変遷」(滋賀県教育委員会『びわ湖の漁撈生活』、滋賀県文化財保護協会、一九七九年、ともにのち『網野善彦著作集』第十巻、岩波書店、二〇〇七年、所収)

(50) 一四世紀半ば頃に、菅浦での山門(座主系列)や日吉社の権益に関わっていたのが前加賀守(加賀入道)(「菅」一〇四・七二一など)で、同時期に梶井―檀那院の系列で菅浦支配に当たったのが廊房と思われる(「菅」一二一・二三八など)。

(51) 田中克行「惣と在家・乙名」(『史学雑誌』一〇四―九、一九九六年、のち(注48)著書所収)

(52) 田中克行「惣と在家・乙名」(注51)

(53) 薗部寿樹「村落定書の署判」(注30)

(54) 竹内光久「署判からみるオトナの実態―近江国菅浦を事例として―」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』四九、二〇一六年)

(55) 赤松俊秀「戦国時代の菅浦」(『古代中世社会経済史研究』、平楽寺書店、一九七三年)

(56) 長浜市文化財保護センター『菅浦の湖岸集落景観保存活用計画報告書』(長浜市、二〇一四年)

(57) 水野章二「古代・中世の交通と信仰・災害」(注40)

(58) 蔵持重裕『中世村の歴史語り』(吉川弘文館、二〇〇二年)、太田浩司「中世菅浦の景観」(『滋賀大学経済学部附属史料館紀要』四九、二〇一六年)など。

(59) 竹生島は六角氏や京極氏・浅井氏との関係を深め、浅井氏は頭役を受けるなど、蓮華会の執行にも深く関わる。長浜市長浜城歴史博物館『戦国武将の竹生島信仰』(竹生島宝厳寺、二〇一一)。

(60) 網野善彦「湖の民と惣の自治」・「菅浦の成立と変遷」(注49)

(61) 『菅浦の湖岸集落景観保存活用計画報告書』(注56)

(62) 太田浩司「中世菅浦における村落領域構成」(『史林』七〇―四、一九八七年)

(63) 『菅浦の湖岸集落景観保存活用計画報告書』(注56)

(64) 以下、葛川明王院文書の引用にあたっては、村山修一編『葛川明王院史料』の番号に従い、葛川明王院所蔵文書は「明」、国会図書館所蔵葛川明王院文書は「国」、京都大学所蔵葛川明王院文書は「京」と略記する。

(65) 長谷川裕峰「青蓮院門跡の所領経営と葛川明王院」(『史敏』八、二〇一一年)

(66) 以下、葛川については、水野章二「結界と領域支配―近江国葛川の村落―」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下巻、塙書房、一九八五年、のち水野(注14)著書所収)参照。

(67) この事件については、坂田聡「中世在村寺院の村堂化の過程と在地住人の動向について」(『仏教史学研究』二七―二、一九八五年、のち「中世在村寺院の村堂化の過程」と改題のうえ、『日本中世の氏・家・村』、校倉書房、一九九七年、所収)がふれている。

(68) 坂田聡「鎌倉末期葛川の荘民構成について」『中央史学』四、一九八一年、のち「鎌倉末期山村における古老住人の動向」と改題のうえ、坂田(注67)著書所収)・田良島哲「解説」(『京都大学文学部博物館の古文書第10輯葛川明王院文書』、思文閣出版、一九九三年)。ただし坂田の石見助新清男俊士紀藤次を一人と考え、紀藤次の婚姻関係から、新清＝オホレノ相営とする解釈には従えない。

(69) 田良島哲「解説」(注68)

(70) 葛川の村落景観については、坂田聡「山村と漁村」、『日本村落史講座』二、雄山閣出版、一九九〇年、のち「中世村落の景観変動」と改題のうえ、坂田(注67)著書所収)がふれている。

(71) 丸山幸彦「庄園領主的支配の構造と変質―鎌倉末期近江国葛川の村落―」(『日本史研究』七四、一九六四年)

(72) 戸田芳実「中世山村における神と仏」(『月刊歴史(中世)』三〇、一九七一年、のち『中世の神仏と古道』、吉川弘文館、一九九五年、所収)

(73) 坂田聡「鎌倉末期葛川の荘民構成について」(注68)

(74) 『蒲生町史第一巻古代・中世』(注14)・『近江日野の歴史第2巻中世編』(注16)では、「四村念仏講衆等」と判読している。

(75) 一四世紀にみえる安曇川の西側に位置した大舟(船)村(「明」二〇〇・五六八など)も、他の村に統合されたと思われる。

(76) 前原茂雄「中世前期村落の共同体的契機について」・坂本亮太「中世「村」・表記の性格と多様性―紀伊国荒川荘を事例に―」(荘園・村落史研究会『中世村落と地域社会―荘園制と在地の論理―』、高志書院、二〇一六年)など。

(77) 大山喬平・三枝暁子編『古代・中世の地域社会』(注20)序章

(78) 高島正憲『経済成長の日本史』(名古屋大学出版会、二〇一七年)

(79) 清水三男『日本中世の村落』(注1)

(80) 丸山幸彦「近江国得珍保野方諸郷における農業生産のあり方」(赤松俊秀教授退官記念事業会編『国史論集』、一九七二年)・仲村研「中世後期における近江国得珍保今堀郷の農業」(注33)

(81) 似鳥雄一『中世の荘園経営と物村』(吉川弘文館、二〇一八年)など。

(82) 正長元年(一四二八)八月三日今堀老人衆連署菜畠売券(「今」三九一)の四名の老人(おとな)の署判がすべて略押であるように、惣の代表者が文字が書けたわけではない。